

犯罪被害者等基本計画の経緯・検討体制

基本計画の経緯

犯罪被害者等基本法（平成17年4月施行）

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

第1次犯罪被害者等基本計画（平成17年12月閣議決定）

- 4つの基本方針、5つの重点課題を掲げ、実施すべき施策を整理
- 平成17年12月～平成22年度末までの5か年



第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月閣議決定）

- 4つの基本方針、5つの重点課題を掲げ、実施すべき施策を整理
- 平成22年4月～平成27年度末までの5か年



第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月閣議決定）

- 4つの基本方針、5つの重点課題を掲げ、実施すべき施策を整理
- 平成28年4月～令和2年度末までの5か年



現在、基本計画策定・推進専門委員会において、次期犯罪被害者等基本計画案を策定中（計画期間・令和3年4月～7年度末までの5か年を予定）

基本計画の検討体制

犯罪被害者等施策推進会議（基本法第24条）

- 【会長】○ 内閣総理大臣
- 【委員】○ 国家公安委員会委員長
○ 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- ・ 総務大臣
 - ・ 法務大臣
 - ・ 文部科学大臣
 - ・ 厚生労働大臣
 - ・ 国土交通大臣
- 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

※ 会議は、会長及び委員10人以内をもって組織する。



基本計画策定・推進専門委員会等会議

【任務】犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討並びに犯罪被害者等のための施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行う

- 【専門委員】○ 関係行政機関の職員
- ・ 警察庁長官官房審議官
 - ・ 内閣府大臣官房審議官
 - ・ 総務省大臣官房総括審議官
 - ・ 法務省大臣官房政策立案総括審議官
 - ・ 文部科学省大臣官房総括審議官
 - ・ 厚生労働省政策統括官
 - ・ 国土交通省総合政策局次長
- 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

【第3次犯罪被害者等基本計画の概要】

<犯罪被害者等基本計画>

政府が総合的かつ長期的に講ずべき、犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める基本的な計画
(犯罪被害者等基本法第8条)

計画期間

平成28年4月1日～平成32年度末(5か年)

基本方針

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ② 個々の事情に応じて適切に行われること
- ③ 途切れることなく行われること
- ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

推進体制

- ① 国の行政機関相互の連携・協力
- ② 地方公共団体との連携・協力
- ③ その他様々な関係機関・関係者との連携・協力
- ④ 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- ⑤ 施策策定過程の透明性の確保
- ⑥ 施策の実施状況の検証・評価・監視
- ⑦ フォローアップの実施
- ⑧ 犯罪被害者等基本計画の見直し

重点課題に係る具体的施策 ※ 主に新規の施策について記載

第1 損害回復・経済的支援等への取組

- ・加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施
- ・犯罪被害給付制度に関する検討
- ・カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減
- ・預保納付金の活用
- ・海外での犯罪被害者に対する経済的支援
- ・被害直後及び中期的な居住場所の確保
- ・性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援
- ・被害回復のための休暇制度の周知・啓発

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・PTSD治療に係る自立支援医療制度の利用の周知
- ・警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実
- ・ワンストップ支援センターの設置促進
- ・判決確定・保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用
- ・警察における再被害防止措置の推進
- ・犯罪被害者等に関する情報の保護
- ・再被害防止のための安全確保方策の検討
- ・職員等に対する研修の充実等
- ・被害児童からの事情聴取における配慮

第3 刑事手続への関与拡充への取組

- ・告訴に対する適切な対応
- ・医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進
- ・刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等
- ・犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進、証拠品の適正な処分等

第4 支援等のための体制整備への取組

- ・地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進
- ・地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化
- ・性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実
- ・警察における相談体制の充実等
- ・公共交通事故被害者への支援
- ・児童虐待防止対策に関する調査研究
- ・預保納付金の活用

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・一般国民に対する効果的な広報啓発の実施
- ・被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進
- ・若年層に対する広報・啓発